

平成十五年政令第二十七号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令

内閣は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第二条第二号ホ及び第六号の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第三条第一号への政令で定める法人）

第一条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「法」という。）第三条第一号への政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、貸金業協会、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、企業年金運合会、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、金融経済教育推進機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、高压ガス保安協会、広域的運営推進機関、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、國家公務員共済組合連合会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、首都高速道路株式会社、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、水害予防組合、水害予防組合連合会、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、大学共同利用機関法人、脱炭素成長型経済構造移行推進機構、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方税同様機関、地方道路公社、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本司法支援センター、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本税理士会連合会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本土地家屋調査士会、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本司法支援センター、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本税理士会連合会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本土地家屋調査士会、日本行政書士会連合会、日本銀行

会連合会、日本年金機構、日本弁理士会、日本放送協会、認可金融商品取引業協会、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、福島国際研究教育機構、放送大学学園、本州四国連絡高速道路株式会社及び預金保険機構とする。

（法第三条第三号ロの政令で定める者）
第二条 法第三条第三号ロの政令で定める者は、日本年金機構とする。
(法第三条第八号の政令で定める犯則事件)
第三条 法第三条第八号の政令で定める犯則事件は、次に掲げるものとする。

一 国税又は地方税の犯則事件
二 金融商品取引の犯則事件
三 私的占有的禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）に基づく犯則事件
(法第十条第一号の政令で定める手続等)

第四条 法第十条第一号の政令で定める手続等（法第十二条の二に定める事項の確認を除く）
第五条 法第十二条の二に定める事項（法第十二条第一項に規定する登記事項）

| | | | | |
|-------------------------|-----------------------------------|----------------------------|---------------------|---------------------|
| 一 住民基本台帳（昭和四十二年法律第八十一号） | 書面等 | 第一項に規定する住民票の書き又は住民票記載事項証明書 | （法第十二条第一項に規定する登記事項） | （法第十二条第一項に規定する登記事項） |
| | 一 次のいずれかに掲げる措置（法第十二条第一項に規定する登記事項） | （法第十二条第一項に規定する登記事項） | | |

| | | | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--|--|
| 一 不動産登記法（平成十六年法律百二十三号） | 三 不動産登記法（平成十六年法律百二十九号） | 三 不動産登記法（平成十六年法律百二十九号） | 二 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号） | 四 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号） |
| 一 次のいずれかに掲げる措置（法第十二条第一項に規定する登記事項） | 一 次のいずれかに掲げる措置（法第十二条第一項に規定する登記事項） | 一 次のいずれかに掲げる措置（法第十二条第一項に規定する登記事項） | 一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号 | 一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号 |
| 一 次のいずれかに掲げる措置（法第十二条第一項に規定する登記事項） | 一 次のいずれかに掲げる措置（法第十二条第一項に規定する登記事項） | 一 次のいずれかに掲げる措置（法第十二条第一項に規定する登記事項） | 二 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の行政機関等への提供 | 二 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の行政機関等への提供 |
| 一 次のいずれかに掲げる措置（法第十二条第一項に規定する登記事項） | 一 次のいずれかに掲げる措置（法第十二条第一項に規定する登記事項） | 一 次のいずれかに掲げる措置（法第十二条第一項に規定する登記事項） | 二 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の行政機関等への提供 | 二 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の行政機関等への提供 |
| 一 次のいずれかに掲げる措置（法第十二条第一項に規定する登記事項） | 一 次のいずれかに掲げる措置（法第十二条第一項に規定する登記事項） | 一 次のいずれかに掲げる措置（法第十二条第一項に規定する登記事項） | 二 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の行政機関等への提供 | 二 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の行政機関等への提供 |

| | | | | |
|--|------------------|------------------|--------------------------|--------------------------|
| 六 市町村長（特例法（昭和二十二年法律第六百五十七号）第二百五十二条の十九第一項の） | 五 商業登記法第五条第一項（他） | 五 商業登記法第五条第一項（他） | 四 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号） | 四 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号） |
| 第一号下欄イに掲げる措置 | 第一号下欄イに掲げる措置 | 第一号下欄イに掲げる措置 | 第一号下欄イに掲げる措置 | 第一号下欄イに掲げる措置 |

指定都市にあつて
は、市長又は区長
若しくは総合区長
とする。) が作成
する印鑑に関する
証明書

| | | | |
|--------|---|----------------------------|--------------------------|
| (施行期日) | 第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。 | 第一号) (抄) | 附則 (平成一九年八月三日政令第二号) (抄) |
| (施行期日) | 第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、附則第十条第一項及び第三項並びに第十三条から第二十八条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。 | 附則 (平成一七年三月二四日政令第二号) (抄) | 附則 (平成一九年八月八日政令第二号) (抄) |
| (施行期日) | 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第四十一条まで、第十四条及び第四十四条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。 | 附則 (平成一五年一二月五日政令第四号) (抄) | 附則 (平成一六年三月一九日政令第四号) (抄) |
| (施行期日) | 第一条 この政令は、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日 (平成十六年一月五日) から施行する。 | 附則 (平成一五年一二月二十五日政令第五号) (抄) | 附則 (平成一六年三月一九日政令第五号) (抄) |
| (施行期日) | 第一条 この政令は、平成十六年一月五日から施行する。 | 附則 (平成一五年一二月二十五日政令第六号) (抄) | 附則 (平成一六年三月一九日政令第六号) (抄) |
| (施行期日) | 第一条 この政令は、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日 (平成十六年二月二十九日) から施行する。 | 附則 (平成一五年一二月二五日政令第七号) (抄) | 附則 (平成一六年三月一九日政令第七号) (抄) |
| (施行期日) | 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第三十六条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。 | 附則 (平成一五六号) (抄) | 附則 (平成一五六号) (抄) |
| (施行期日) | 第一条 この政令は、平成十六年三月一日から施行する。 | 附則 (平成一五六号) (抄) | 附則 (平成一五六号) (抄) |
| (施行期日) | 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第三十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。 | 附則 (平成一五六号) (抄) | 附則 (平成一五六号) (抄) |
| (施行期日) | 第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条第一項及び第三項並びに第十三条から第二十八条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。 | 附則 (平成一五六号) (抄) | 附則 (平成一五六号) (抄) |
| (施行期日) | 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。 | 附則 (平成一五六号) (抄) | 附則 (平成一五六号) (抄) |
| (施行期日) | 第一条 この政令は、機構の成立の時から施行する。 | 附則 (平成一五六号) (抄) | 附則 (平成一五六号) (抄) |
| (施行期日) | 第一条 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。 | 附則 (平成一五六号) (抄) | 附則 (平成一五六号) (抄) |
| (施行期日) | 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。 | 附則 (平成一五六号) (抄) | 附則 (平成一五六号) (抄) |
| (施行期日) | 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。 | 附則 (平成一五六号) (抄) | 附則 (平成一五六号) (抄) |
| (施行期日) | 第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。 | 附則 (平成一五六号) (抄) | 附則 (平成一五六号) (抄) |
| (施行期日) | 第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。 | 附則 (平成一五六号) (抄) | 附則 (平成一五六号) (抄) |
| (施行期日) | 第一条 この政令は、平成十九年三月三日から施行する。 | 附則 (平成一五六号) (抄) | 附則 (平成一五六号) (抄) |
| (施行期日) | 第一条 この政令は、平成十九年三月三日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。第五条、第八条及び第九条の規定 平成十九年十月一日 | 附則 (平成一五六号) (抄) | 附則 (平成一五六号) (抄) |
| (施行期日) | 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。 | 附則 (平成一五六号) (抄) | 附則 (平成一五六号) (抄) |
| (施行期日) | 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。 | 附則 (平成一五六号) (抄) | 附則 (平成一五六号) (抄) |
| (施行期日) | 第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。 | 附則 (平成一五六号) (抄) | 附則 (平成一五六号) (抄) |
| (施行期日) | 第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。 | 附則 (平成一五六号) (抄) | 附則 (平成一五六号) (抄) |
| (施行期日) | 第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。 | 附則 (平成一五六号) (抄) | 附則 (平成一五六号) (抄) |
| (施行期日) | 第一条 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。 | 附則 (平成一五六号) (抄) | 附則 (平成一五六号) (抄) |
| (施行期日) | 第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。 | 附則 (平成一五六号) (抄) | 附則 (平成一五六号) (抄) |
| (施行期日) | 第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。 | 附則 (平成一五六号) (抄) | 附則 (平成一五六号) (抄) |
| (施行期日) | 第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。 | 附則 (平成一五六号) (抄) | 附則 (平成一五六号) (抄) |

| | |
|---|---|
| <p>附 則 (平成二〇年九月一二日政令第二 八三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。</p> | <p>附 則 (平成二〇年九月一九日政令第二 九七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。</p> |
| <p>附 則 (平成二一年三月三一日政令第一 〇二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定(地方財政法施行令第四条第二号及び附則第二条第一項の改正規定に限る)、第三条から第十一条までの規定及び第十二条の規定(総務省組織令第六十条第八号の改正規定を除く。)は、同年六月一日から施行する。</p> | <p>附 則 (平成二一年二月二八日政令第一 三一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十二年一月一日)から施行する。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>附 則 (平成二四年三月二二日政令第五 四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> | <p>附 則 (平成二四年三月二二日政令第五 四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十四年七月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> |
| <p>附 則 (平成二六年八月六日政令第二 三三四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十三年十一月一日)から施行する。</p> | <p>附 則 (平成二三年一〇月三一日政令第二 五七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、公布の日から施行する。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>附 則 (平成二七年二月二六日政令第二 三六六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、電気事業法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年七月一日)から施行する。</p> | <p>附 則 (平成二七年二月二六日政令第二 三六六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年七月一日)から施行する。</p> |
| <p>附 則 (平成二六年八月六日政令第二 三三四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、原子弹損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年七月一日)から施行する。</p> | <p>附 則 (平成二六年八月六日政令第二 三三四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年七月一日)から施行する。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>附 則 (平成二九年一月一〇日政令第二 八五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、公布の日から施行する。</p> | <p>附 則 (平成二九年一月一〇日政令第二 八五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、旅券法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年七月一日)から施行する。</p> |
| <p>附 則 (平成二九年一月一〇日政令第二 八五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。</p> | <p>附 則 (平成二九年一月一〇日政令第二 八五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、旅券法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年七月一日)から施行する。</p> |
| <p>附 則 (平成二九年一月一〇日政令第二 八五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。</p> | <p>附 則 (平成二九年一月一〇日政令第二 八五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、旅券法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年七月一日)から施行する。</p> |
| <p>附 則 (平成二九年一月一〇日政令第二 八五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。</p> | <p>附 則 (平成二九年一月一〇日政令第二 八五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、旅券法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年七月一日)から施行する。</p> |
| <p>附 則 (平成二九年一月一〇日政令第二 八五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、旅券法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年七月一日)から施行する。</p> | <p>附 則 (平成二九年一月一〇日政令第二 八五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、旅券法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年七月一日)から施行する。</p> |

| |
|---|
| <p>附 則 (令和三年一〇月五日政令第三 二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)第二条に一号を加える改正規定に限る。並びに附則</p> |
|---|

| |
|--|
| <p>附 則 (令和五年一月六日政令第三 五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号)附則第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。</p> |
|--|

| |
|--|
| <p>附 則 (令和五年一一月六日政令第三 五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、デジタル社会の形成を図るために規制改革を推進するためのデジタル社会形成</p> |
|--|

基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。
附 則（令和五年一二月二七日政令第三十九号抄）

（施行期日） 第一条 この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年一月十六日）から施行する。

附 則

（令和六年一月三一日政令第二十二条号）

（施行期日） 第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年一月一日）から施行する。

附 則

（令和六年五月二九日政令第一九号抄）

1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年一月一日）から施行する。

附 則（令和六年五月二九日政令第一九号抄）

| | | | |
|------------------------------|---|---------------------------|-----------|
| 古物営業法 (昭和二十四年第五条第二項及び第四項) | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号) | 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号) | 別表(第四条関係) |
| 分処 | 第五条第二項及び第四項において準用する場合を含む。 | 第六条第一項及び第四項において準用する場合を含む。 | 第七号 |

| | |
|----------------------|---------|
| 公職選挙法(昭和二十五年法律第一百五号) | 年法律第八八号 |
|----------------------|---------|

| | |
|----------------------|---------|
| 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号) | 年法律第四四号 |
|----------------------|---------|

| | |
|----------------------|----------|
| 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四四号) | 年法律第一八八号 |
|----------------------|----------|

| | |
|-------|-------|
| 等 請 申 | 等 知 通 |
|-------|-------|

| | |
|----------------------|---------|
| 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号) | 年法律第四四号 |
|----------------------|---------|

| | |
|----------------------|----------|
| 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四四号) | 年法律第一八八号 |
|----------------------|----------|

| | |
|-------|-------|
| 等 請 申 | 等 知 通 |
|-------|-------|

| | |
|----------------------|----------|
| 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四四号) | 年法律第一八八号 |
|----------------------|----------|

| | |
|-------|-------|
| 等 請 申 | 等 知 通 |
|-------|-------|

| | |
|----------------------|----------|
| 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四四号) | 年法律第一八八号 |
|----------------------|----------|

| | |
|-------|-------|
| 等 請 申 | 等 知 通 |
|-------|-------|

| | |
|----------------------|----------|
| 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四四号) | 年法律第一八八号 |
|----------------------|----------|

| | |
|-------|-------|
| 等 請 申 | 等 知 通 |
|-------|-------|

| | |
|----------------------|----------|
| 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四四号) | 年法律第一八八号 |
|----------------------|----------|

| | |
|-------|-------|
| 等 請 申 | 等 知 通 |
|-------|-------|

| | |
|----------------------|----------|
| 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四四号) | 年法律第一八八号 |
|----------------------|----------|

| | |
|-------|-------|
| 等 請 申 | 等 知 通 |
|-------|-------|

| | |
|----------------------|----------|
| 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四四号) | 年法律第一八八号 |
|----------------------|----------|

| | |
|-------|-------|
| 等 請 申 | 等 知 通 |
|-------|-------|

| | |
|----------------------|----------|
| 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四四号) | 年法律第一八八号 |
|----------------------|----------|

| | |
|-------|-------|
| 等 請 申 | 等 知 通 |
|-------|-------|

| | |
|----------------------|----------|
| 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四四号) | 年法律第一八八号 |
|----------------------|----------|

| | |
|-------|-------|
| 等 請 申 | 等 知 通 |
|-------|-------|

| | |
|----------------------|----------|
| 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四四号) | 年法律第一八八号 |
|----------------------|----------|

| | |
|-------|-------|
| 等 請 申 | 等 知 通 |
|-------|-------|

| 年法律第百十号) | 施設区域整備法(平成三十一年法律第八十号) | 特定複合観光号) |
|----------|--|---------------------------|
| 令第百二十二号) | 最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号) | 第七十四条第八項 |
| 令第百五十五号) | 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百五十五号) | 第二十四条第一項 |
| 令第百五十五号) | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号) | 第八十八条第十一項、第八十九条第六項 |
| 令第百五十五号) | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号) | 八十八条の三第九項、第八十九条の五第八項及び第二項 |
| 令第百五十五号) | 和四十一年政令第二百九十九号) | 第二条の二の三第一項及び第二項 |
| 令第百五十五号) | 和四十一年政令第二百九十九号) | 第三十条の二第二項及び第三十条の四第二項 |
| 令第百五十五号) | 住民基本台帳法施行令(昭和四十一年政令第二百九十九号) | 第三十条の二第二項及び第三十条の四第二項 |
| 令第百五十五号) | 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令(平成七年政令第百九十二号) | 第三十三条の二第二項及び第三十三条の四第二項 |
| 令第百五十五号) | 患者に対する感染症の予防及び感染症の予防と医療に関する法律施行令(平成十四年政令第百二十号) | 第二十二条 |
| 等知通分処 | 等知通分処 | 等知通分処 |
| 等知通分処 | 等請申 | 等請申 |
| 等知通分処 | 等請申 | 等知通分処 |